

地方分権化に伴う政府の失敗と政治献金

金崎, 雅之
九州大学大学院経済学研究院 : 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/10606>

出版情報 : 経済学研究. 73 (1), pp.113-128, 2006-08-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

地方分権化に伴う政府の失敗と政治献金

金 崎 雅 之*

1 はじめに

近年わが国でも三位一体の改革のスローガンに代表されるように、地方分権化が進みつつある。この三位一体の改革の内容としては、(1) 国庫支出金の削減 (2) 中央から地方への税源の移譲 (3) 地方交付税の見直し、である。従来の体制では、中央政府の徴税に関する権限は大きく、地方は中央からの補助金に依存した行政を行う地域も少なくなかった。東京、大阪、名古屋などの大都市圏を持つ都市部と地方との格差是正のための政策ではあったものの、これら補助金は地方の自主的な発展のための努力のインセンティブを阻害し、都市部には納税に関する不公平感を残す結果となっている。

地方の自助努力の促進のためには、このような改革は有効であろう。地方分権と中央集権の比較は、古くはOates (1972)に代表されるように、地方分権のほうが、地域の実情に合った行政、特に公共財供給がなされるという点で、中央集権よりも地方分権のほうが勝っているという分析結果が得られているものも少なくない。しかしこれらの結果は、中央政府は公共財を全国一律での供給水準でしか供給できないという制約がかけられていて、地方政府にはそれがないという前提が結果に大きな影響を与えているといわざるを得ない。それゆえ、このような結果は十分に地方分権のデメリットを検証して得られたものであるとは言い難い。

地方分権に関するデメリットはないのであろうか。よく指摘されるものとしては、急進的な地方分権化は財政上の破綻をきたす地方自治体の発生を不可避なものとしてしまうというものである。長年中央からの補助に依存した体質を持つ地方は、自主財源を確保できるような地場産業の促進が出来上がる前に財源不足による財政破綻を招くリスクがある。これは確かに地方分権化の短期的なデメリットといえるであろう。

それではこれ以外には地方分権のデメリットとして考えられるものはどのようなものがあるだろうか。近年の理論分析では、地方分権下では外部性のある公共財の供給を行うと政府の失敗が生じる事が明らかになっている。特に正の外部性がある公共財に関しては、社会的に過少な供給しか行われず、しかも住民もそれを支持してしまうという分析結果がBesley and Coate (2003)で得られている。

近年の公共事業、特に大規模公共事業に関しては、複数の地域にわたる広域なものも珍しくない。このような広域にわたって便益をもたらす公共事業の重要性は今後高まっていくかもしれない。もしそうであれば、安易な地方分権化は地方政府の失敗を招く恐れがある。このような公共財が社会的に過少な

* 九州大学大学院経済学研究院 E-mail:kanazaki@en.kyushu-u.ac.jp

供給しかなされないという問題を回避できれば、地方分権のメリットはより高まるといえるであろう。

では、過少になった公共財供給を適正な方向へ引き戻す要因を考えてみよう。Grossman and Helpman (2001)やBennedsen and Feldmann (2000)らに代表される新しい政治経済学による分析によって、政治献金による特定利益団体のロビー活動によって、公共事業は肥大化することが示されている。地方分権を推進した場合、これら団体のロビー活動は地方政府の失敗を是正する有効な手段とはなりえないだろうか。もし成り得るのであれば、現在の政治献金に対する規制のあり方も再考する必要があるかもしれないし、地方分権は財政上の観点のみならず立法の観点からもなされるべきなのかもしれない。

本稿においてはこのような問題意識の下、理論分析を展開している。分析の焦点は、地方分権が所与の下で、正の外部性のある公共財の供給が地方政府によって適切になされない点を、ロビー団体の政治献金による公共事業の肥大化が是正できるか否かという点である。

分析の手順は、まず基本モデルを提示し、ファーストベストな公共財供給水準について分析する。続いて、政治献金が行われない状況で、政府の失敗がどの程度のものになるかについて考察している。さらに政治献金が行われるときの地方政府が決定する公共財供給水準を求めた上で、ファーストベストの水準と、献金なしのときの水準と献金ありきの状況での水準を比較し、政治献金が政府の失敗を是正できる効果について検討を行っている。

結論としては、政府の献金による現金収入の評価が高まれば高まるほど、より高い外部効果を公共財が持たない限りロビー団体の政治献金は社会的に過大な公共財供給をもたらしてしまうというものである。しかし政府の献金に対する評価があまり高くなく、公共財の外部効果も大きいときは、むしろロビー団体の献金を自由に行わせることで、政府の失敗は是正されることが明らかになっている。したがって、地方分権を推進するのであれば、政府の失敗を是正するために、政治献金に対する規制を見直す必要があり、財政上の地方への権限委譲のみならず、立法上の裁量に関しても地方に委譲することが望ましくなることが示されている。

2 基本モデル

地域内に地方政府(ないしは政策決定権限をもつ与党、またはその議員)、一人の住民、一つのロビー団体(特定利益団体)から構成されている同質的な2地域($i=1,2$)からなる経済を考える。住民は外生的所得 y をもち、私的財の消費と公共財の消費から効用を得る。ここで各地方政府が供給する公共財は他地域に対してスピルオーバー効果をもたらす。このとき第 i 地域の住民の効用を以下のように定義する。

$$U_i = x_i + u(g_i) + \alpha u(g_j) \quad (1)$$

ただし、 x_i を私的財消費量、 $u(g)$ を公共財から得られる効用とし、 $u'' < 0 < u'$ とする。また、 α を自地域の公共財が他地域にもたらすスピルオーバー効果の程度を表し、 $\alpha \in [0,1]$ とする。

また第 i 地域内の住民は公共財供給の財源として所得税率 t_i で課税され、残りの可処分所得を全て私的財の消費にあてるとし、この私的財は合成財とし価格を1とすると、住民の予算制約

$$(1 - t_i)y = x_i \quad (2)$$

が得られる。

続いて、地域内の存在するロビー団体は公共財供給を政府から委任される企業であるとする。このロビー団体は g_i という公共財の供給を請け負う代わりに、公共財供給のために政府が住民からファイナンスした $t_i y$ のトランスファーを受け取るものとする。ここで政府からロビー団体へのトランスファーのスケジュールとして次の線型のトランスフェースケジュール

$$t_i y = g_i \quad (3)$$

があるとしよう。このスケジュールは既存のもので、政府、ロビー団体は共にこのスケジュールを所与として行動するものとする¹。またこのロビー団体が g_i という公共財を生産するために必要なコストを $c(g_i)$ とし、 $c', c'' > 0$ としておく。さらにこのトランスフェースケジュールの下では、委任される公共財供給水準が低い範囲では、ロビー団体が公共財供給を請け負うときに、実際かかるコスト $c(g_i)$ 以上のトランスファーを受け取ることができ、更に公共財供給量を政府に働きかけて増やしてもらうことによって、自らの利潤を高めることができる。したがってロビー団体は政治献金を行うことで自治域内の政府から公共財供給水準をより自分たちの望ましい水準へと誘導するインセンティブをもち、この献金額を b とする。この政治献金は、公共財の供給水準に対して一意に献金額を定める献金スケジュールとしてロビー団体は設計する。

このとき第 i 地域のロビー団体の効用関数を以下のように定義する。

$$V_i = t_i y - c(g_i) - b = g_i - c(g_i) - b \quad (4)$$

最後に第 i 地域の政府の目的関数を設定する。この地方政府は地域内の経済主体、すなわち住民とロビー団体の効用の和と私的に入る政治献金から効用を得るとする。このとき政府の各主体の効用の和に対する政治献金の相対評価を λ とすると、第 i 地域の政府の目的関数は以下のように書ける。

$$G_i = (U_i + V_i) + \lambda b$$

ここで $\lambda' > 1$ と仮定する。すなわち地域内の経済厚生よりも献金のほうを重視する政府を考える。この仮定から、 $\frac{\partial G_i}{\partial b} > 0$ となり、政府は献金を受け取るインセンティブをもつことが分かる。

$-(1 - \lambda') \equiv \lambda$ とすると、 $\lambda > 0$ であり、またこのトランスフェースケジュールと住民の予算制約を代入すると、政府の目的関数は

$$G_i = (y + u(g_i) + \alpha u(g_i) - c(g_i)) + \lambda b \quad (5)$$

と書き直すことが出来る。

1 一般的には線型のトランスフェースケジュールとして $t_i y = \beta g_i + \gamma$ といったものを考えることもできるが、本稿での結論においては $\beta = 1$ 、 $\gamma = 0$ としても一般性を失わない。また一般的なトランスフェースケジュール $t_i y = \beta g_i + \gamma$ の中からの政府の最適スケジュールの決定問題を考えることもできるが、本稿ではこの問題は取り扱わない。

こうして地方政府はこの目的関数を最大化するような自治域内の公共財供給水準 g_i を決定する。

2.1 ファーストベスト政策

ここでは社会的に最適な公共財の供給水準を、2地域全体での各主体の効用の総和を最大にするものとして定義する。この社会的に最適な水準は以下の最大化問題を解くことで得られる。

$$\max_{g_1, g_2} \sum_{i,j=1,2,i \neq j} (y + u(g_i) + \alpha u(g_j) - c(g_i) - b)$$

これを解くと、社会的最適解は次の1階条件を満たす形で得られ、

$$(1 + \alpha)u'(g_i^{FB}) = c'(g_i^{FB}) \quad (6)$$

となる g_i^{FB} が社会的に最適となる。この g_i^{FB} はスピルオーバー効果 α に依存する形で決定されるため、外部性をコントロールして、その効果を内部化した解であることが確認できる。

2.2 各プレイヤーの至福点

まず、第 i 地域の住民にとって最も望ましい公共財の供給水準を考える。実行可能な供給水準の中で、この住民にとって最も望ましい公共財供給水準は、

$$\max_{g_i} x_i + u(g_i) + \alpha u(g_j) \quad \text{subject to } (1 - t_i)y = x_i, t_i y = g_i$$

を解くことで得られ、1階条件よりその至福点は

$$u'(g_i^*) = 1 \quad (7)$$

を満たす g_i^* となる。

続いてロビー団体の至福点は、献金を行わない状況で自らの利潤を最大化するような公共財供給水準であり、ロビー団体の最大化問題

$$\max_{g_i} g_i - c(g_i)$$

を解くと1階条件より

$$c'(g_i^l) = 1 \quad (8)$$

を満たす g_i^l がロビー団体の至福点として得られる。

2.3 献金が実行不可のときの地方政府の決定

各地方政府は自治域内のロビー団体の政治献金のオファーを受け入れることも拒絶することも出来る。献金を拒絶する政府はどのような政策、つまりどのような公共財供給水準を決定するだろうか。

このとき政府は献金が得られないため、政府の最大化問題は政府の目的関数を見ても分かるように、

公共財供給から得られる公的便益を最大化するような供給水準にするであろう。したがってこの水準は、

$$\max_{g_i} y + u(g_i) + \alpha u(g_j) - c(g_i)$$

を解くことで得られ、1階条件より

$$u'(g_i^*) = c'(g_i^*) \quad (9)$$

となり、公共財供給における消費者の限界便益とその限界費用を等しくするような供給水準 g_i^* として決定される。

ここで今まで出てきた最適解について以下の仮定をおく。

仮定1 $g_i^{FB} < g_i^l$ すなわち、社会的に最適な公共財供給水準は、ロビー団体にとって最も望ましい供給水準よりも低い。

この仮定はロビー団体は政府に献金を受け取らせて、公的便益を多少減少させてもより過大な供給水準を社会的に最適な供給水準を越えて誘導したいと考えるインセンティブをもつようなロビー団体を仮定していることを示している。

またこの仮定より、直ちに $g_i^* < g_i^l$ が導かれる。

2.4 献金があるときの政府の決定

前項での分析に引き続き、ここではロビー団体の献金が行われるときの政策の決定に関する分析を行う。ここで、ロビー団体が誘導したいと考える公共財供給水準と献金の組を政府が受け入れるとき、その組の下での政府の効用が、献金を受け取らず、前出の g_i^* を実行したときの政府の効用を上回っていないならば政府は献金を受け取ることはない。

したがって、ロビー団体は献金と誘導したい公共財供給水準の組を考えると、少なくとも献金がないときの政府の効用を保証してやる必要がある。

こうして献金が行われる場合にロビー団体が決定する献金と誘導したい公共財供給水準の組は次の最大化問題を解くことで得られる。

$$\begin{aligned} \max_{g_i, b} \quad & g_i - c(g_i) - b \\ \text{subject to} \quad & [y + u(g_i) + \alpha u(g_j) - c(g_i)] + \lambda b \\ & \geq y + u(g_i^*) + \alpha u(g_j) - c(g_i^*) \end{aligned}$$

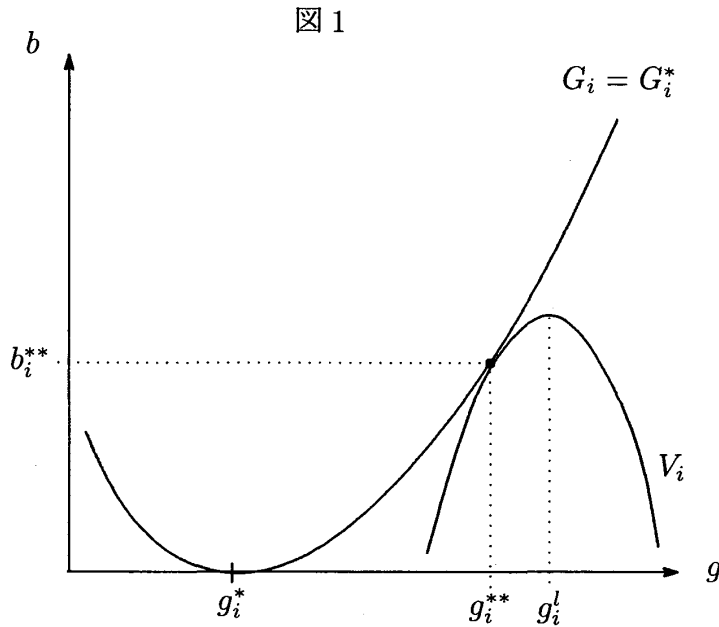
ここでロビー団体の目的関数を見ると、ロビー団体にとっては献金額 b は出来るだけ減らした方が効用を高めることができる。したがって、ロビー団体は制約条件が等号で成立するところまで b を下げる事ができることがわかる。

このことから最適解 g^{**} は1階条件より、

$$1 - c'(g^{**}) + \frac{u'(g^{**}) - c'(g^{**})}{\lambda} = 0 \quad (10)$$

を満たす。

この最大化問題を次の図1を用いて考察する。



上の図の $G = G_i^*$ は $b = 0$ を通っていることから、相手地域の公共財供給量を所与とし、自地域のロビー団体が献金を行わないときの政府の効用水準に対応した政府の無差別曲線であることがわかる。この政府の無差別曲線は上方へシフトするほど高い効用を表している。

また V_i はロビー団体の無差別曲線を表している。このロビー団体の無差別曲線は下方へシフトするほど高い効用に対応している。いま、ロビー団体は献金を行って公共財の供給水準を自らの至福点 g_i^l 寄りへ歪めようと試みるときに、政府に対して少なくとも G_i^* 以上の効用を保証してやらねばならない。この条件の下でロビー団体が効用を最大にするには政府にこの最低限の効用 G_i^* だけ保証してやればよい。これから最大化問題の制約条件が等号で成立することが分かる。

またこの等号で成り立つ制約条件 $G = G_i^*$ の下で、ロビー団体の効用を最大にする政策と献金の組は図中の (g_i^{**}, b_i^{**}) となることが確認できる。この図を見ても明らかなように、ロビー団体が献金することにより公共財の供給水準は、ロビー団体の至福点ほど大きくはならないものの、献金が無いときと比べて確実に大きくなっていることが分かる。

今までの議論と仮定1より、以下の性質が導かれる。

性質 1 各プレイヤーの至福点や政府が献金がある場合とない場合のそれぞれの最適解の大小関係は、 $g_i^* < g^* < g_i^{**} < g_i^l$ である。

(証明) g^{**} と g^* の決定式である(9)、(10)式および $c'' > 0$ と仮定1から導かれた $g_i^* < g_i^l$ より、

$$1 - c'(g_i^*) + \frac{u'(g_i^*) - c'(g_i^*)}{\lambda} = 1 - c'(g_i^*) > 0$$

また、(9)、(10)式および g_i^l の決定式である(8)式と $u'' < 0 < c''$ の仮定より、

$$1 - c'(g_i^l) + \frac{u'(g_i^l) - c'(g_i^l)}{\lambda} = \frac{u'(g_i^l) - c'(g_i^l)}{\lambda} < 0$$

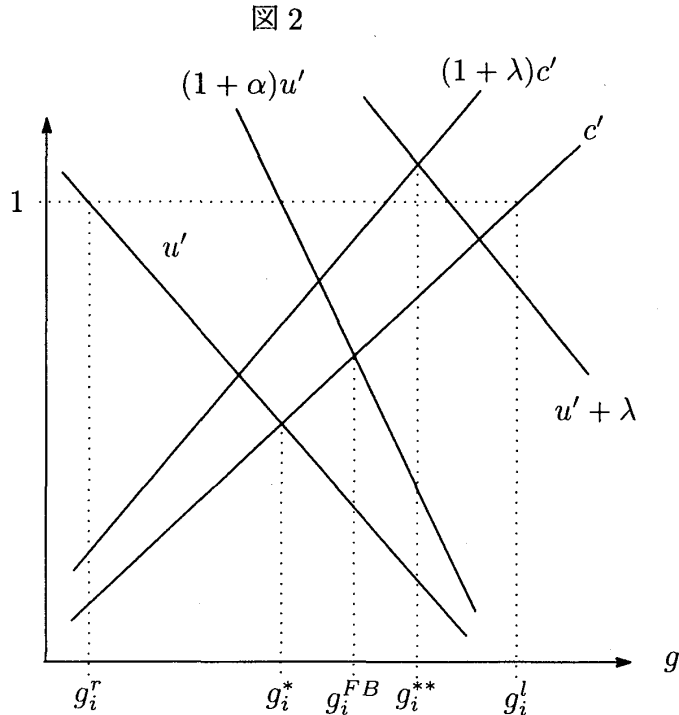
これから直ちに $g^* < g^{**} < g_i^l$ が求まる。

また、 $c'(g_i^l) = 1$ 、 $g^* < g_i^l$ 、および $c'' > 0$ から $c'(g^*) = u'(g^*) < 1$ が導かれる。

さらに $u'(g_i^r) = 1$ 、 $u'' < 0$ であることを考慮すると、 $g_i^r < g^*$ が得られる。

以上の議論をまとめると、 $g_i^r < g^* < g^{**} < g_i^l$ となることが分かる。(証明終)

このようにして各ケースにおける均衡での公共財供給水準が決定されるメカニズムを以下の図2で表す。



2.5 比較静学

ここではまず社会的に最適な公共財の供給水準と公共財のスピルオーバー効果の程度 α の関係を見てみることにする。

g_i^{FB} の決定式である(6)式から陰関数定理を用いると、

$$\frac{dg_i^{FB}}{d\alpha} = -\frac{u'}{(1+\alpha)u'' - c''} > 0 \quad (11)$$

となる。図2を見てもこの関係は容易に確認できるが、献金が実行不可のケースでの最適解 g_i^* はスピルオー

バー効果の程度には依存せずに決まるので、このスピルオーバー効果の程度が高まると、社会的に最適な公共財の供給水準とロビー団体が献金を行わないときの公共財供給水準との乖離は大きくなることが分かる。

したがって、スピルオーバー効果が高まると、本来であれば公共財の供給水準を互いの地域が増やすことにより自地域の厚生を上げられるのだが、地方分権下ではスピルオーバー効果があるが故に、公共財からの便益を他地域にフリーライドする誘引がより強く働き、社会的に過少になる度合が増加してしまう。言い換えるならば、スピルオーバー効果の程度の増加は地方分権下における政府の失敗を増加させてしまうことがわかる。

つづいて、ロビー団体が献金を行うときに決定される公共財供給水準 g^{**} と政府の献金に対する限界評価 λ の関係を見てみることにする。

ここで g_i^{**} の決定式(10)より、同じく陰関数定理を用いると、

$$\frac{dg_i^{**}}{d\lambda} = -\frac{1 - c'(g_i^{**})}{u''(g_i^{**}) - (1 + \lambda)c''(g_i^{**})} > 0 \quad (12)$$

となることが分かる。

この関係は先のグラフからは直ちには導けないが、直観的には政府の献金に対する評価が上がれば、ロビー団体は同じ政策を引き出すのに今までよりも低い献金額で済む、すなわち献金に関する費用対効果が高まるため、今まで以上に過大な政策を引き出すことが容易になることから明らかである。

この比較静学の結果(11)式より、社会的に最適な公共財供給水準はスピルオーバー効果の程度の上昇と共に増加する。また g_i^{FB} の決定式(6)式から見ても明らかのように、 $\alpha = 0$ 、すなわちスピルオーバー効果が全くないときに、政府が献金を受け取らない場合決定する

公共財の供給水準 g_i^* とこの社会的に最適な公共財供給水準は等しくなることが分かる。

このことからスピルオーバー効果が全くない場合には、ロビー団体の活動により社会的に最適な水準から乖離した政策が実行されてしまうため、ロビー団体の活動を規制したほうがよいことが分かる。

さらにこの比較静学の結果から以下の補題が導ける。

補題 1 ある政府の献金に対する限界評価 λ に対して、ロビー団体が献金を行うときの政策 g^{**} と社会的に最適な政策 g_i^{FB} を一致させるようなスピルオーバー効果の程度 α が存在する。

(証明)まず g_i^{**} は α に依存しない。ここで、社会的に最適な公共財供給水準 g_i^{**} は α に依存して決定するため、特に $g_i^{FB} = g_i^{FB}(\alpha)$ とおく。ここでの議論と前出の性質1より、

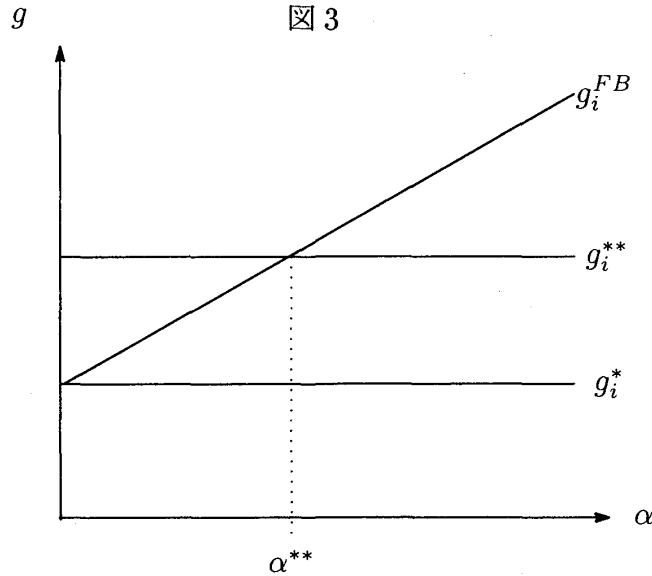
$$g_i^{FB}(0) = g_i^* < g_i^{**}$$

また、

$$g_i^{FB} = \bar{g}_i^{FB} > g_i^{**}$$

という \bar{g}_i^{FB} を実現するような正の α が取れることが容易に分かる。したがって中間値の定理より $g_i^{FB} = g_i^{**}$ となるようなある正の α が存在する。(証明終)

この補題を表したのが以下の図3となる。



3 社会的効率性の観点からみたロビー活動の是非

社会的に最適な政策が実行されたときの厚生とロビー団体が活動を行うときの厚生の乖離が、社会的に最適な政策が実行されたときの厚生とロビー団体が献金できないときの厚生との乖離より小さければ、ロビー団体の活動に規制をかけないほうがよい、すなわちロビー団体の政治献金に制約を与えずに自由に活動させた方がよいことになる。

そこで本節ではロビー団体が献金を行うときと、行わないときおよび社会的に最適な政策が実行されるときの公共財供給が各地域に与える余剰の和(これを公的便益と呼ぶことにする)に関する比較分析を行う。

このようなロビー団体の活動を自由にさせたほうが社会的に望ましくなるような状況はどのような状況であろうか。

これまでの分析での各ケースでの最適解はすべての地域において等しくなることは自明であるから、本節では最適解に関しては特に地域に関するインデックスは付けず分析を行う。

まず、社会的に最適な公共財供給水準 g^{FB} が実行されるときに2地域全体での厚生 W^{FB} は、

$$W^{FB} = 2\{(1 + \alpha)u(g^{FB}) - c(g^{FB})\} \quad (13)$$

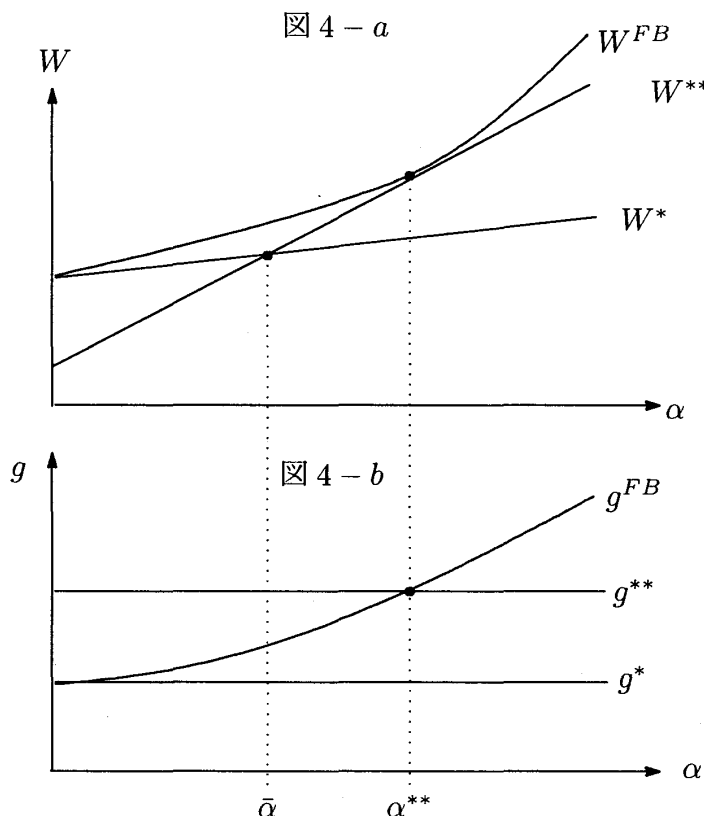
であり、同様にロビー団体が献金を行わないときの厚生 W^* とロビー団体が献金を行うときの厚生 W^{**} はそれぞれ

$$W^* = 2\{(1 + \alpha)u(g^*) - c(g^*)\} \quad (14)$$

$$W^{**} = 2\{(1 + \alpha)u(g^{**}) - c(g^{**})\} \quad (15)$$

となる。また、 g^{FB} はスピルオーバー効果の程度 α に、 g^{**} は政府の献金に対する限界評価 λ に依存することに注意する。

ここで λ を所与とすると、 α に関して W^{FB} と W^* と W^{**} および g^{FB} と g^* と g^{**} を以下のように図示できる。



上の図4-aと4-bはロビー団体が活動するときとしないとき、および社会的に最適な公共財供給水準が実現されているときの厚生グラフと、先に描いた各ケースでの均衡解である公共財供給水準の大小関係を表したグラフを並べたものである。 g^* と g^{**} は α に依存しないことから、 W^* と W^{**} は α に関して線型の増加関数であり、 W^{FB} は包絡線定理を用いると単調増加の凸関数であることが分かる。

また $\alpha=0$ のとき $g^{FB}=g^*$ なので、 $W^{FB}=W^*$ であることが分かる。また W^{**} のグラフは前出の分析から、 α^{**} で W^{FB} と一致することがわかる。また W^* と W^{**} の交点での α を $\bar{\alpha}$ とし、 W^{FB} と W^{**} の交点での α を α^{**} とする。

ここで $\alpha > \alpha^{**}$ となるようなスピルオーバー効果の範囲では、ロビー団体が自由に献金を行える状況であっても、すなわちロビー団体が最も過大に政策を歪めることが可能な状況における政策 g^{**} であっても社会的に過少な公共財供給水準でしかない。

したがって、このような十分高い範囲のスピルオーバー効果の下では、地方分権による政府の失敗が極めて大きいことを意味する。この範囲ではロビー団体に自由に活動させることで政府の失敗を是正することが可能となるため、この場合ロビー団体の献金に対して規制を加えることは社会的に望ましくないことが分かる。

逆に $\alpha < \alpha^{**}$ となるようなスピルオーバー効果の範囲では、ロビー団体による献金を自由に行わせると、

社会的に過大な公共財が供給されてしまうので、政策決定にロビー団体が与える影響力を弱めるためにもロビー団体の献金に対して規制をかける必要がある。ここでこのような状況において、 g^* は常に社会的に過大、 g^* は常に社会的に過少となっていることが分かる。

ここで $0 < \alpha < \bar{\alpha}$ の領域においては、 $W^* > W^{**}$ なので、この場合、ロビー団体が自由に献金を行って過大な公共事業を引き出すことから来る厚生への欠損が、地方分権下での政府の失敗からくる厚生への欠損よりも大きいことを示している。

また、 $\bar{\alpha} < \alpha < \alpha^{**}$ の範囲においてはロビー団体が政策を歪めてしまうことによる厚生への欠損よりも政府の失敗による厚生への欠損のほうが大きく、献金を全面的に禁止してかなり過少な公共財しか供給されない状況を作るよりは、ロビー団体に献金を自由に行わせて社会的に見て僅かに過大な公共財を供給してもらったほうが、社会厚生が高まることを意味している。

この欠損の大小関係はスピルオーバー効果の程度と政府の地域内の厚生に対する献金の相対評価の大きさによって決まる。この境界となる α と λ の関係は、 $W^* = W^{**}$ を満たす α と λ として得られる。すなわち、

$$2\{(1 + \alpha)u(g^*) - c(g^*)\} - 2\{(1 + \alpha)u(g^{**}) - c(g^{**})\} = 0 \quad (16)$$

を満たす λ と α の関係を $\lambda = \lambda(\alpha)$ とすると、以下の補題が導かれる。

補題 2 $\frac{d\lambda}{d\alpha} > 0$ 、すなわち、スピルオーバー効果が高まると、献金に対する評価が高い政府、つまりロビー団体が買収することが容易な政府の下でもロビー活動を全面的に容認することによって地方分権下での政府の失敗を是正し、厚生への欠損を減少させることができる²。

この補題の含意としては、政府の献金の評価が高いとき、すなわち公共財の供給水準が過大に歪められているときでもロビー団体の献金を自由に行うことを認めて過大な公共財供給が行われるほうがよいという状況を生むためには、政府の失敗の程度が更に大きくなければならぬため、 λ が上がるのであれば α も上がらなければならない、すなわち $\lambda = \lambda(\alpha)$ が右上がりになるということの意味している。

続いて $\alpha > \alpha^{**}$ のケースに戻って考えてみる。この場合、ロビー団体の献金によって歪められた公共財供給水準であっても社会的には過少であるため、ロビー団体の献金は自由に認めてやる、すなわちロビー団体の献金に規制をかけないほうがよいことが分かっている。逆に、 $\alpha < \alpha^{**}$ であれば、図4-bから政治献金に規制をかけなければ社会的に過大な公共財供給水準が実現されてしまうため、このケースでは献金に規制をかけたほうがよい。したがって、ロビー団体の献金に対して規制をかけたほうがよい状況とかけないほうがよい状況の境界となる α と λ の関係は、 $W^{**} = W^{FB}$ を満たす、すなわち、

$$2\{(1 + \alpha)u(g^{**}) - c(g^{**})\} - 2\{(1 + \alpha)u(g^{FB}) - c(g^{FB})\} = 0 \quad (17)$$

を満たす α と λ として得られる。この関係は $\frac{d\lambda}{d\alpha} > 0$ となり、これから以下の命題が得られる。

命題 1 ロビー団体の献金に対して規制をかけたほうがよい状況とかけないほうがよい状況の境界とな

2 証明は補論参照

る α と λ は、 $W^{**} = W^{TB}$ を満たし、政府の献金に対する評価が上がってもなおロビー団体の献金に対して規制をかけないほうがよいという状況になるには、スピルオーバー効果も高まらなければならない³。

4 結語

本稿では地方分権下における政府の失敗を是正するためのロビー団体の行う政治献金についての是非について考察を行った。地方分権下における政府の失敗は公共財のスピルオーバー効果が高まるほど大きくなってしまう。したがってこのような状況であればロビー団体の献金を規制することは政府の失敗の是正の阻害となり、社会的にも望ましいものではないことが導かれた。

しかしながら、スピルオーバー効果が十分低いときには、依然として政治献金に対する規制が必要となる。これまでの中央集権的な日本であればスピルオーバー効果のような外部性を内部化した形での公共財の供給がある程度中央政府により実現できたため、ロビー団体の献金による政策の歪みはそのまま社会的に過大な政策をもたらすものとして、政治献金は悪であるという認識は理論的に支持されるものであった。

現状の日本では地方分権化が進められている。公共財供給の観点からは地方分権は政府の失敗を生み出しやすい。しかしそれでも地方分権が進めようとしている主張は地方分権化が本稿のモデルでは結果に影響をもたらさなかった所得に影響を与えるからであるということとその論拠にしている。都市圏を除いた日本の多くの地方公共団体が、国庫支出金や地方交付税といった中央からの補助金に依存する体質が慢性化し、地方のモラルハザードを生み出している非効率性が極めて大きいという認識が国民に浸透しているという証拠でもあろう。

この中央集権が地方のモラルハザードを生み出してしまう非効率性と、地方分権下では公共財供給に関して政府の失敗を生み出しやすい環境を作ってしまう非効率性を比較した上で、地方分権か中央集権かという議論はなされるべきである。しかしながら後者の非効率性は自治体間での交渉や協力により地方分権下でもいくらか解消はできるはずである。したがって、地方分権化を推進する波は恐らくとまらないであろう。

このような観点から、本稿では地方分権は既に所与の状態であり、中央集権との効率性の比較は一切行わず、むしろ地方分権下での政府の失敗がおこる公共財供給に関して、その失敗を是正する方策を探ったわけである。その結果、地方分権化を進めるのであれば、現状の政治資金規正法はその適用範囲についてももう少し慎重に吟味しなければならないことが分かった。

言うまでもなく政府に献金を送る団体は公共事業に関連する団体だけではない。したがって献金を行う全ての団体に本稿での結論は適用できるものではない。しかしながら現状での政治資金規正法は、業種による規制の違いはなく、献金を行う団体はすべて一律の基準の下で規制されている。本稿の結果を照らし合わせると、少なくとも全ての団体に一律の基準を設けることは必ずしも望ましくないことがわかる。

さらに本稿の結果と今後のわが国の政治資金規正法の行方を考えると、もし地方分権化が進んでも政

3 証明は補論参照

治資金規正法が改正されないのであれば、実際そうかどうかはさておき、市民が政府の汚職度が高い、すなわち、本稿のモデルで言うところの政府の献金に対する評価が極めて高いと考えているか、実際に供給されている公共財のスピルオーバー効果がさほど高くなく、公共財供給に関する政府の失敗はそれほど大きなものでないという認識を持っているであろうことが考えられる。

実際に公共財のスピルオーバー効果は実証分析である程度推計できるであろうが、政府の献金に対する評価はなかなか推計できるものではない。しかし市民側の政府に対する規律付けが十分であれば、政府の献金に対する評価は下げざるを得なくなるだろう。そうなれば公共財のスピルオーバー効果がどの程度であれば政治資金規正法を適用させないほうがいいのかという、政治資金規正法改正の機運も高まるかもしれない。しかし、それは全て有権者の政府に対する規律付けが十分で、政府の献金に対する評価が低くなってからでないと始めようのない議論である。この市民側からの規律付けを十分に行うためにも市民が政治に参画できる機会を増やし、選挙制度ももっと整備しなければならないであろう。

このような複数の問題を包括的に分析して、それぞれの改革の効果の相互作用を明らかにするのは政治経済学の主要な課題であると考ええる。また本稿では先にも述べた地方分権のメリット、つまり地方のモラルハザードの解消という効果も含めた地方分権と中央集権との比較は行っていない。この分析を行いより精度の高い地方分権と中央集権の議論をすることを今後の課題としていきたい。

5 補論

○補題2の証明

まず g^{**} は λ に依存し、しかも $\lambda=1$ のとき $g^{**}=g^*$ であることに注意し、(16)式に陰関数定理を適用すると、

$$\frac{\lambda(\alpha)}{d\alpha} = - \frac{2(u(g^*) - u(g^{**}))}{-2g_\lambda^{**}((1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}))} \quad (18)$$

となる。

ここで、 $g^{**} > g^*$ であるから、(18)式の分子の符号は負である。また、(12)式より、 $g_\lambda^{**} > 0$ なので、 $-2g_\lambda^{**} < 0$ である。

したがって

$$\text{sgn}\left(\frac{d\lambda(\alpha)}{d\alpha}\right) = -\text{sgn}((1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**})) \quad (19)$$

である。ここで $(1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}) = 0$ となる λ と α を考えると、再び陰関数定理より、

$$\frac{d\lambda}{d\alpha} = - \frac{u'(g^{**}) > 0}{g_\lambda^{**}((1+\alpha)u''(g^{**}) - c''(g^{**}))} \quad (20)$$

となる。

$(1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}) = 0$ は $\alpha=0$ のときを考えると、 $u'(g^{**}) = c'(g^{**})$ なので、これを満たす λ は $\lambda=0$ である。したがって、 $(1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}) = 0$ は原点を通る右上がりの曲線ということになる。こうして $(1+\alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}) \equiv A$ とおくと、次の図5が描ける。

図5

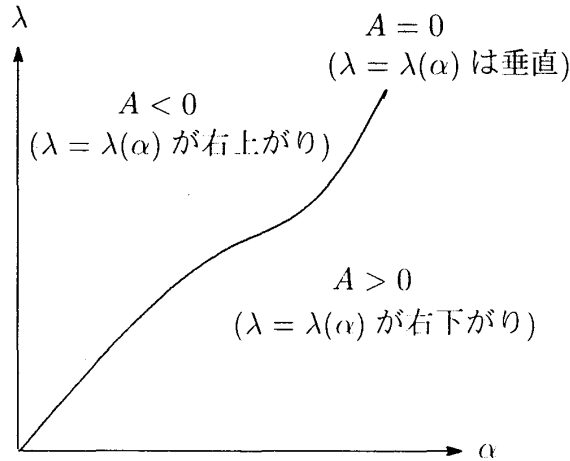


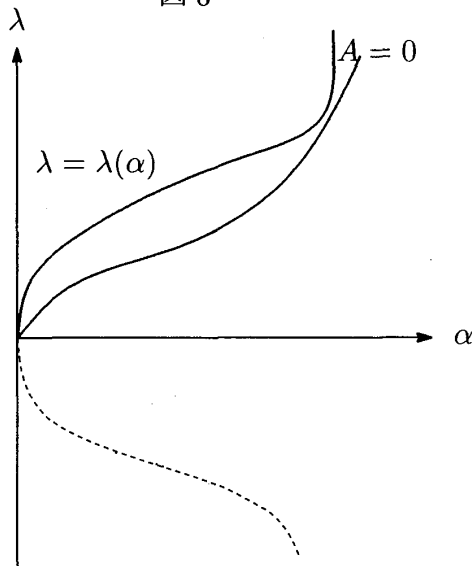
図5を見ても分かるように、 $A = 0$ が縦軸 $\alpha = 0$ と一致しないことは $A = 0$ の式からも明らかである。また $A > 0$ は $\text{sgn}(\frac{\lambda(\alpha)}{d\alpha}) < 0$ と同値であるから、このような領域であれば $\lambda = \lambda(\alpha)$ は右下がりになり、 $A < 0$ は $\text{sgn}(\frac{\lambda(\alpha)}{d\alpha}) > 0$ と同値であるから、この場合 $\lambda = \lambda(\alpha)$ は右上がり、 $A = 0$ のときは $\text{sgn}(\frac{\lambda(\alpha)}{d\alpha}) = \pm \infty$ となるため $\lambda(\alpha)$ は垂直になることが分かる。

ここで $\lambda = \lambda(\alpha)$ の定義式(16)式を見ると、この $\lambda = \lambda(\alpha)$ は $\alpha = 0$ のとき、 $g^* = g^{**}$ を満たさなければならないので、 $\lambda = 0$ を満たさなければならない。したがって $\lambda = \lambda(\alpha)$ は原点を通ることが確認できる。

よって $\lambda = \lambda(\alpha)$ は原点において傾きが垂直となるので、原点で縦軸と接することが分かる。

こうして以下の図6が描ける。

図6



上の図を見ても分かるように、 $\lambda = \lambda(\alpha)$ は原点を通り、第1象限においては必ず右上がりの曲線になることが分かる。 $A < 0$ になる領域においては $A = 0$ と $\lambda = \lambda(\alpha)$ が十分に接近し、交わることがあるとしても、交わる瞬間に $\lambda = \lambda(\alpha)$ は垂直になるので、 $A = 0$ の上方に位置することになる。 $A = 0$ の上方は $A < 0$ なので、 $\lambda = \lambda(\alpha)$ はやはり右上がりの曲線のままである。

次に第1象限の $A > 0$ の領域に $\lambda = \lambda(\alpha)$ が存在するケースを考える。この領域にある $\lambda = \lambda(\alpha)$ で $A = 0$ と

交わらないものを考えると、このような条件を満たす $\lambda = \lambda(\alpha)$ の中で、原点を通るものを取ることができないことは明らかである。

また、この領域にある $\lambda = \lambda(\alpha)$ で $A = 0$ と交わるものを考えると、 $\lambda = \lambda(\alpha)$ と $A = 0$ が交わる瞬間に $\lambda = \lambda(\alpha)$ は垂直となり、 $A = 0$ の上方、つまり $A < 0$ の領域に行ってしまう。つまり交わったあとは $\lambda = \lambda(\alpha)$ は $A = 0$ の上方で右上がりとなることが分かる。このような $\lambda = \lambda(\alpha)$ の中で、原点を通るものにとると、第1象限においては $A > 0$ の範囲には行かないことが分かる。

さらに $A = 0$ が部分的に垂直になっているとしても、このときはたかだか $\lambda = \lambda(\alpha)$ と $A = 0$ はその垂直になっている部分で一致しているだけであり、それ以外のところではやはり $\lambda = \lambda(\alpha)$ は $A = 0$ の上方で右上がりの曲線になっていることが分かる。

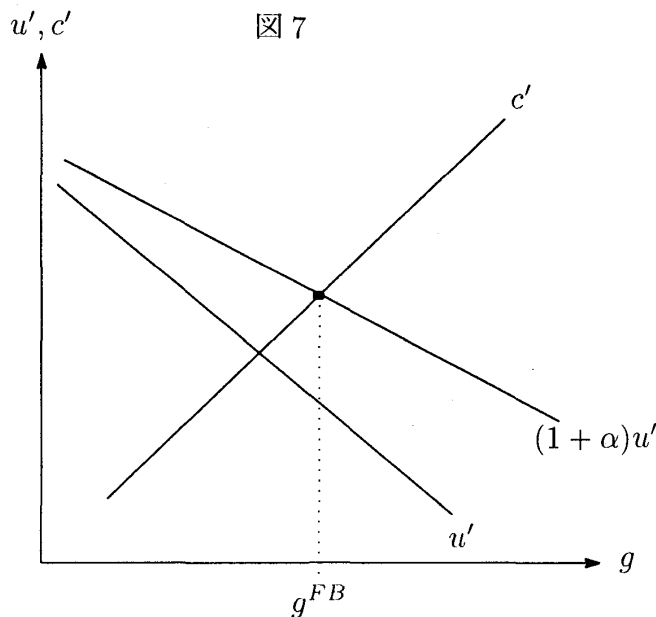
以上の議論から、 $\frac{d\lambda(\alpha)}{d\alpha} > 0$ となる。

・命題1の証明

(17)式に陰関数定理を適用すると、

$$\begin{aligned} \frac{d\lambda}{d\alpha} &= - \frac{u(g^{**}) - (1 + \alpha)u'(g^{FB})g_{\alpha}^{FB} - u(g^{FB}) + c'(g^{FB})g_{\alpha}^{FB}}{g_{\lambda}^{**}((1 + \alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}))} \\ &= - \frac{u(g^{**}) - u(g^{FB})}{g_{\lambda}^{**}((1 + \alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}))} \end{aligned} \quad (21)$$

ここで以下の図7をみると、



g^{FB} よりも大きな(小さな) g であれば $(1 + \alpha)u' < (>)c'$ が成り立つ。

ここで $u(g)$ は単調増加であるから、 $g_{\lambda}^{**} > 0$ であることを考慮すると、

$$\text{sgn}(u(g^{**}) - u(g^{FB})) = -\text{sgn}((1 + \alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}))$$

が成り立つ。したがって任意の g^{**} と g^{FB} に対して、

$$\frac{u(g^{**}) - u(g^{FB})}{g_{\lambda}^{**}((1 + \alpha)u'(g^{**}) - c'(g^{**}))} < 0$$

となる。したがって、 $\frac{d\lambda}{d\alpha} > 0$ が成立する。(証明終)

参考文献

- [1] 井堀利弘、土居丈朗(1998)『日本政治の経済分析』木鐸社
- [2] 古賀純一郎(2004)『政治献金—実態と論理—』岩波新書
- [3] 小林良彰(1988)『公共選択』東京大学出版会
- [4] 堀内伸浩(2001)『政治のしくみ』ダイヤモンド社
- [5] 細江守紀、大田勝造(編)(2001)『法の経済分析—契約、企業、政策』勁草書房
- [6] Besley, T and S.Coate (2003), “Centralized versus Decentralized Provision of Local Public Goods:A Political Economy Approach”, *Journal of Public Economics*, 87, 2611-2637
- [7] Bennedsen, M and S.E.Feldmann (2000), “Infomational Lobbying and Political Contribution”, mimeo
- [8] Falconieri, S(2001), “The Impact of Lobbying on the Allocation of Political Authority”, mimeo
- [9] Grossman, G.M and E.Helpman (2001), *Special Interest Politics*, The MIT Press
- [10] Oates. W(1972), *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace:New York
- [11] Persson. T and G. Tabellini (2000), *Political Economics*, The MIT Press
- [12] Polinsky, A.M and S.Shavell (2000), “The Economic Theory of Public Enforcement of Law”, *Journal of Economic Literature*, Vol.38, no.1, 45-76.

[九州大学大学院経済学研究院 専門研究員]